

介護老人保健施設慈眼苑短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設慈眼苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに作成し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

[別紙 1 重要事項説明]

介護老人保健施設サービスについて

○介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証の確認をさせていただきます。

○短期入所の概要

当施設でのサービスは、明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営し、どのような介護サービスを提供すれば自立した日常生活を営むことができる状態になるかというサービス計画に基づいて提供されます。この計画は利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、サービス計画の内容については同意をいただくようになります。

医 療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の方を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

機能訓練：心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行います。

療養室：1人部屋 8（4）室・2人部屋 11（4）・4人部屋 15（7）室

（注）上記（ ）内は、認知症専門棟分

食 事：栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。★行事食1回/月

・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。

・食事時間

朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～

（注）特別な食事の提供には、別途料金をいただきます。

排 泄：入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入 浴：週2回以上の入浴または清拭を行います。

・機械を用いての入浴も可能です。

理美容：出張による理美容サービスを利用いただけます。

情報の開示：診療の内容の記録は開示致しますのでご要望があればお申し出下さい。

○主な施設

設備の種類	室数等	面 積	1人あたり面積
食 堂	2 室	2 8 4 . 9 m ²	3 . 1 6 m ²
機能訓練室	1 室	1 8 0 . 0 m ²	2 . 0 m ²
一般浴室	3 室	7 5 . 67 m ²	
機械浴室	特殊浴槽	2 台	
診察室	1 室	1 8 . 0 m ²	
デイルーム	2 箇所	2 3 1 . 0 m ²	

○他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、荒尾市立有明医療センター、荒尾中央病院や坂田歯科医院に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任をもって他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

○緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

扶養者・連帯保証人・緊急時の連絡先に変更が生じた場合は必ずご連絡下さい。

○相談及び援助

当施設は、利用者およびその家族からいかなる相談についても誠意をもって応じ、各機関と連携して可能な限り必要な援助を行うように努めます。また、要望、苦情なども、お寄せいただければ、速やかに対応いたします。

相談・苦情受付窓口：支援相談員・介護支援専門員

○高齢者虐待に関する行政への相談

虐待に関する相談は行政でも対応いたします。

相談窓口：荒尾市役所 保健福祉部 健康生活課（地域包括支援センター）

〒864-0032 荒尾市増永632番地 電話：0968-63-1177

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設慈眼苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設慈眼苑短期入所ご案内

(介護予防短期入所含む)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 の 名 称	医療法人洗心会 介護老人保健施設 慈眼苑
施 設 の 所 在 地	熊 本 県 荒 尾 市 増 永 7 0 8 - 2
施 設 長 名	東 博 治
電 話 番 号	0 9 6 8 - 6 4 - 1 0 1 8
ファックス番号	0 9 6 8 - 6 4 - 2 1 0 5
介護保険指定番号	4 3 5 0 4 8 0 0 1 0

(2) 短期入所療養介護の目的と運営方針

短期入所療養介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的といたします。

運営の方針

- ・短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援をいたします。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。
- ・介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービスを提供いたします。
- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はそのご家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいようにご説明を行うとともに利用者の同意を得て実施いたします。

(3) 施設の職員体制 (令和7年5月1日現在)

従業者の職種	常 勤	非常勤	兼 務	夜 間	備 考
管理者 (医師)	1				
薬剤師			1		荒尾中央病院兼務
看護職員	1 4			(4)	看護師 9 准看護師 5
介護職員 (助手)	2 4	2			介護福祉士 1 4
支援相談員・介護支援専門員	2		1		通所リハビリテーション兼務 1
支援相談員			1		事務兼務 1
理学療法士			2		通所リハビリテーション兼務
作業療法士	2		1		通所リハビリテーション兼務
管理栄養士	1				
事務員他	3	1	1		支援相談員兼務 1

(4) 定員等

・入 所 90名 (うち認知症専門棟 40名)

・療養室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	8 (4) 室	18.0 m ²	18.0 m ²
2人部屋	11 (4) 室	19.5 m ²	9.7 m ²
4人部屋	15 (7) 室	36.0 m ²	9.0 m ²

(注) 指定基準は居室1人あたり8.0 m²

(注) 上記 () 内は、認知症専門棟

2. サービス内容

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・機械を用いての入浴も可能です。
離 床 着替え 整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は、週1回以上実施します。
機能訓練	・心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行います。 ・当施設の保有するリハビリ器具 歩行器23台 車椅子43台 平行棒 ホットパック 起立台 ホットマグナー 自転車エルゴ マット練習台 他
健康管理	・医師により、定期診察を行い、健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入所者が外部の医療機関を受診する場合は、医療機関に病状等の情報提供を行い、連携して病状の回復を目指します。 (当施設の医師) 氏 名 東 博 治 診療日 月曜日～金曜日
相談・苦情 及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からいかなる相談・苦情についても誠意をもって応じ、各機関と連携して可能な限り必要な援助を行うように努めます。 (相談・苦情受付窓口) 支援相談員・介護支援専門員
社会生活上 便宜	・当施設は、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な教養娯楽 クラブ活動(生け花、園芸、手芸、料理他) ・主なレクリエーション行事 運動会 文化祭 誕生会 バスハイク他
理美容	出張理美容サービスを利用頂けます。 ・利用日は第1火曜日・第2月曜日・第3金曜日・第4木曜日です。
送迎	・送迎車での送迎を行います。(車椅子でもご利用頂けます)

3. 利用料金

- (1) 基本料金（介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なり、所得により利用料の1割か2割か3割をお支払いいただきます。以下は1日あたりの1割の自己負担分です。）

①施設利用料

(単位：円)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	710	871	927	977	1,041	1,094	1,149
個室	676	823	850	898	961	1,015	1,068

サービス提供体制加算22円・夜勤体制加算24円・在宅復帰在宅療養支援機能加算51円含む。

加 算

- ・※夜勤配置体制加算24円/日
- ・個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）258円/日（Ⅱ）200円/日
- ・認知症短期集中リハビリテーション実施加算240円/日
- ・認知症ケア加算76円/日（予防 要支援は除く）
- ・※在宅復帰在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51円/日
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 200円/日（7日を限度）
- ・緊急短期入所受入対応加算 90円（7日／ 事情がある場合は14日を限度）
- ・送迎加算 184円／片道
- ・総合医学管理加算 275円（利用中10日を限度）
- ・緊急時治療管理 518円
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）100円/月（Ⅱ）10円/月
- ・※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円/日
- ・介護職員処遇改善加算 7.1%（施設サービス費と加算の合計額に加算されます）

(2) その他の料金

- ① 食費（1日当たり） 1,750円*（朝食450円昼食650円夕食650円）
 （ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

- ② 滞在費（療養室の利用費）（1日当たり）*

・多床室 437円

・個室 1,728円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については別途資料（P8）をご覧ください。

③理美容代（業者委託）

実 費 ・丸刈り 1,000 円・カット 1,600 円・ヘアカラー 4,000 円

（税込） ・パーマ・カット 6,000 円・シェービング（女性）1,020 円 その他

④その他

日用消耗品費	200 円／日（石鹸・シャンプー・ティッシュペーパー・歯磨き粉など） ※希望される場合のみ
教養娯楽費	100 円／日（レクリエーションで使用する材料や新聞雑誌の費用など）
クラブ活動費	実 費
私物洗濯代	120 円／日
電 気 代	ラジオ・携帯電話 10 円／日 その他 50 円／日
地域外送迎費	実施地域を超えた地点から片道 30 円／k m

（３）支払い方法

・上記基本料金とその他の料金の合計額を当月分は翌月の 10 日より月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。

・振込口座

○西日本シティ銀行 大牟田支店 普通口座（1112358）

○福岡銀行 大牟田支店 普通口座（2486387）

口座名義 医療法人洗心会 介護老人保健施設 慈眼苑 理事長 熊本 孝司

4. 協力医療機関等

・協力医療機関

名 称	荒 尾 市 立 有 明 医 療 セ ン ター
所 在 地	熊本県荒尾市荒尾 2600 番地
電 話 番 号	0968－63－1115
診 療 科	内科・小児科・循環器科・外科・皮膚泌尿器科・麻酔科 他
入 院 設 備	ベット数 416 床
緊急指定の有無	あ り
契約の概要	当施設の利用者が病状急変を生じた場合、協力して診療を行うものとし、休日や夜間等においても同様とする。

名 称	荒 尾 中 央 病 院
所 在 地	熊本県荒尾市荒尾１５４４番地１
電 話 番 号	０ ９ ６ ８ － ６ ４ － １ ３ ３ ３
診 療 科	内科・循環器内科・消化器内科・リハビリテーション科・神経内科・精神科・放射線科・人工透析内科・皮膚科 他
病 床 数	ベット数２４０床
契約の概要	当施設の利用者が病状急変を生じた場合、協力して診療を行うものとし、休日や夜間等においても同様とする。

・ 協力歯科医療機関

名 称	坂 田 歯 科 医 院
所 在 地	熊本県荒尾市月田２０００番地
電 話 番 号	０ ９ ６ ８ － ６ ２ － ２ ０ ０ ０

5. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会者は面会時間を遵守し、面会簿に記入してください。 来訪者の宿泊はご遠慮願います。
外出・外泊	外出・外泊の際には、事前に当施設医師の許可を得て、必ず行き先と帰苑時間を職員に申し出てください。
居宅・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用で破損等が生じた場合は賠償していただく事が ございます。
喫煙・飲酒	敷地内全面禁煙です。飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、む やみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品・現金等 の管理	多額の金銭や貴重品は持ち込まれないようお願いします。 持ち物には、全て分かりやすいところに氏名を書いてください。
宗教・政治及び 営利活動	施設内での宗教・政治及び営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

6. 非常災害の対策

非常時の対応	別途に定める「慈眼苑消防計画書」にのっとり対応します			
近隣との協力関係	荒尾中央病院、荒尾こころの郷病院と非常時の際は相互に協力す ることを約束しております。			
平常時の訓練等 防災設備	年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を荒尾中央病院の協力の もと利用者の方も参加して実施します。			
	設 備 名 称	個 数	設 備 名 称	個 数
	スプリンクラー	あ り	防火扉・シャッター	3 カ所
	非 常 階 段	2 カ所	屋 内 消 火 栓	7 カ所
	自動火災報知器	あ り	非常通報装置	あ り
	誘 導 灯	3 4 カ所	漏電火災報知機	な し
	ガス漏れ報知器	あ り	非 常 用 電 源	な し
	カーテンは防災性能のあるものを使用しております。			
消 防 計 画 等	消防署への届出日：平成27年5月20日			

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階にある次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】 預貯金：単身 6 5 0 万円 夫婦 1, 6 5 0 万円以下
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 8 0 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階①】 預貯金：単身 5 5 0 万円 夫婦 1, 5 5 0 万円以下
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第 2 段階以外の方
（課税年金収入額が 8 0 万円超 1 2 0 万円以下の方など）
 - 【利用者負担第 3 段階②】 預貯金：単身 5 0 0 万円 夫婦 1, 5 0 0 万円以下
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で、上記第 2 段階以外の方
（課税年金収入額が 1 2 0 万円超の方など）
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食 費		居住費	
			利用する療養室のタイプ	
	入 所	短期入所	従来型個室	多床室
利用者負担第 1 段階	3 0 0	3 0 0	5 5 0	0
利用者負担第 2 段階	3 9 0	6 0 0		
利用者負担第 3 段階①	6 5 0	1, 0 0 0	1, 3 7 0	4 3 0
利用者負担第 3 段階②	1, 3 6 0	1, 3 0 0		

2 0 2 4 . 8 月